

屋外広告物を安全に管理して 魅力あるお店の維持に努めましょう



屋外広告物適正化推進委員会(2019)「看板の安全管理ガイドブック」より(一部加筆)

私たちの身近な所には様々な屋外広告物(看板)があります。

看板は雨や風、強い日差しなどの環境下で日々劣化し、放置しておくと見栄えが悪だけでなく、落下や飛散から人身事故や物損事故につながり、事業の継続が脅かされる事態にもなりかねません。

お客さまを呼び込む重要なツールである看板を定期的に点検し、魅力あるお店の維持に努めましょう。

滋賀県では、老朽化した広告物の増加に伴い安全対策を強化するため、滋賀県屋外広告物条例およびこれに関連する規制等の一部を改正され、令和5年4月1日から運用を開始されます。



制作：滋賀県商店街振興組合連合会(県振連)

協力：滋賀県広告美術協同組合

店舗のシンボルである看板には安全が欠かせません

看板は企業や店舗等のシンボルであり、ブランドや商品などのメッセージを伝えるコミュニケーションの道具です。製品やサービスの「信用・信頼」、「ブランド」、企業の「収益」を支えていくためには、看板の「安全」は決して忘れてはならないものです。

看板の「安全」を脅かす様々な要因

- ・ 自然環境による要因（雨、強風、気温、雷、大雪、地震など）
 - ・ 人為的な要因（設計不良、施工不良など）
 - ・ 経年劣化による要因（塗膜の劣化、金属疲労、プラスチックの経年劣化など）
- 特に高所に設置した看板の落下・飛散や、電材の劣化による漏電・火災は大変危険です。



安全のための“見える化”を行いましょう

看板の安全を放置すると、思わぬときに補修が必要となったり、事故が発生することにより多額の費用負担を強いられ、事業者のイメージも失墜してしまいます。多忙な日々の中で、安全を確保するために、清掃や点検、補修、さらには予算管理までを含めて、定期的に安全の仕組みの「見える化」を行いましょう。

- ・ スケジュール（点検内容・日程）
- ・ 予算（点検・修繕・撤去）
- ・ 組織（実務者・責任者）
- ・ 記録と検証

人間の身体と同じく看板も見た目では危険信号がわかりにくい場合があります。看板の管理を徹底しましょう！

- 【初診】取付時に看板カルテを作ってもらおう
- 【定期健診】定期点検を行う（所有者の日常点検／専門業者）
- 【患部治療】部品交換・補修など



事 故 事 例

1997年、東京の商店街において、入口に設置されていたアーチ看板（重さ4トン）が倒壊し、数人が下敷きとなり、男性1人が死亡する事故が発生しました。この事故では商店街組合と役員が1億円の賠償金を支払うこととなりました。

県内においても幸い怪我人は発生しませんでした。看板の落下事故が複数発生しています。

管理者不在の危険看板や緊急時には？

危険と思ったら、まず最初に立入禁止の措置を取り、見張りを置くことが重要です。安全確保が出来たら警察（高所の場合には消防）に連絡し、指示を仰いてください。車道に係る場合には交通整理が必要な場合もあります。二次災害を防ぐために通学路となっている場合には、学校へも連絡しましょう。



県振連では、長浜地区の会員商店街(大手門通り・ゆう壺番街)において、滋賀県広告美術協同組合の協力を得て令和4年11月に安全対策実地調査(目視、一部触診)を行いました。



老舗飲食店の名物看板



アーケード内にあり複数の支柱で固定されているものの、当初留めてあった釘が外れており修繕することが望ましい状態



立派なモニュメントも…



危険な状態とまでは言えませんが、腐食が進みつつあります



風雨の影響を受けやすい高所に設置

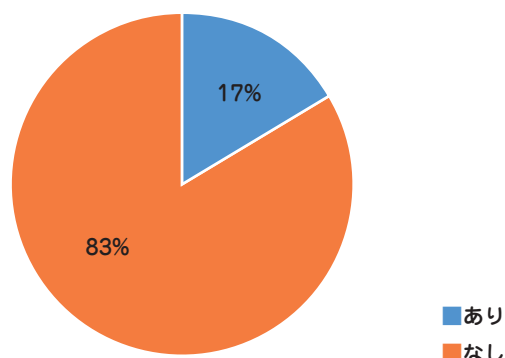


全体的に部材の腐食が進み、危険な状態となっています

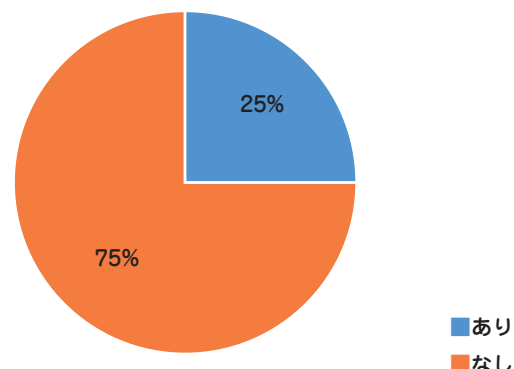
なお、両商店街のモニュメントは後日改めて設置継続に関して屋外広告業登録業者に相談されました。

県振連では、会員商店街に対して屋外広告物に関するアンケートを令和3年度に実施しましたので、その一部をご紹介します。

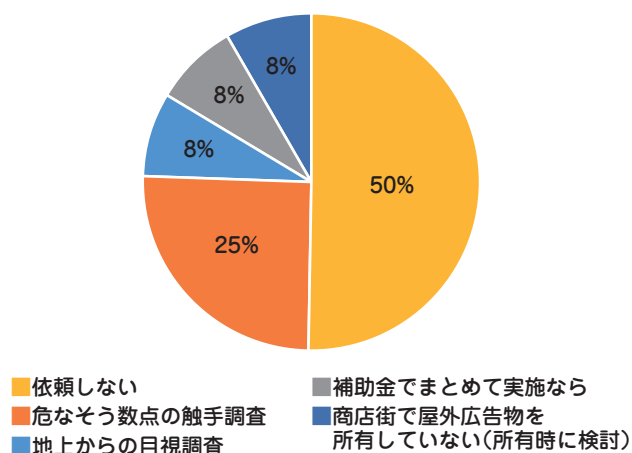
Q 商店街地区内の店舗の屋外広告物（袖看板や壁面看板、照明など）で危険なものは見受けられますか？



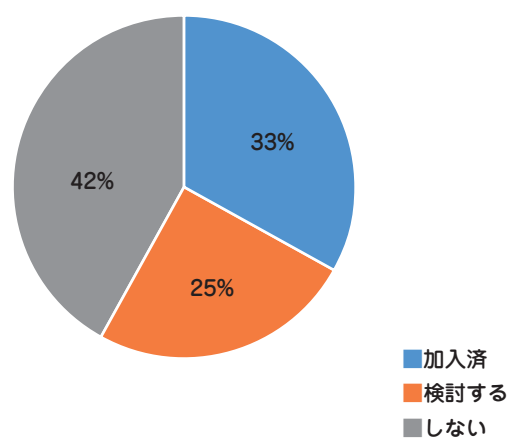
Q 商店街の屋外広告物の安全確保（清掃・補修費用を含む）のために予算は確保していますか？



Q 屋外広告物の安全点検について、商店街から専門業者への依頼をお考えになりますか？



Q 屋外広告物による第三者損害補償に備えた保険があれば加入を検討されますか？



また、県振連では、「商店街安全対策研修会」と題してセミナー動画のオンライン配信を行っています。是非ご覧ください。

【再生時間】 2本で計30分程度



1. 県内事故事例紹介

2. 屋外広告物の安全対策について

講師：滋賀県広告美術協同組合
代表理事 和田公平 氏

スマホやタブレットでもご覧になれます（無料・申込不要）

滋賀県中央会 オンライン動画



「屋外広告物安全点検記録簿」

整理番号			総合評価	□A □B □C □D (※1)		
広告物等の種類	広告板・広告塔・屋上広告・突出広告・サインポール・その他 (					
点検種別	□目視点検 □触手点検 □詳細点検			看板寸法	H	×W ×D
設置場所	市 町		丁目		番 号	
設置年月日	年 月 (年経過)		点検年月日	年 月 日		
管理者 (設置者)	氏 名					
	住 所					
	電話番号					
点検者	氏 名					
	住 所					
	電話番号					
	資格名称					
点検箇所	点 検 項 目			異常の有・無	改 善 点 の 概 要	
上・部基礎構造部 (フレーム)	1 上部構造全体の傾斜、ぐらつき				看板が傾いていませんか？	
	2 基礎のクラック(ひび割れ)、支柱と根巻きとの隙間、支柱のぐらつき				看板は壁から垂直についていますか？	
	3 内部鉄骨のさび発生、塗装の老朽化、変形、水たまり			有 無		
支持部	1 鉄骨接続部(溶接部・プレート)の腐食、変形、隙間、亀裂				支柱の根元からサビや汚ダレが出ていませんか？	
	2 鉄骨接続部(ボルト、ナット、ビス)のゆるみ、欠落、さび			有 無		
取付部	1 アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形				ブラケット部よりサビが出ていませんか？	
	2 溶接部の劣化、コーキング(充填剤)の劣化等			有 無		
	3 取付対象部(柱・壁・スラブ[平面])・取付部周辺の異常、ひび、変形			有 無		
広告板・文字	1 表示面板・切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落、退色				表示面がガタついていませんか？	
	2 側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損				アクリル板にひびが入っていませんか？	
	3 広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり				アクリル板が外れそうではありませんか？	
照明装置	1 照明装置の不点灯、不発光				照明の不点灯はありませんか？	
	2 照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水			有 無		
	3 周辺機器の劣化、破損				照明器具は傾いたり外れかけていませんか？	
その他	1 付属部材(※2)の腐食、破損、ゆるみ				看板部材の欠落・ゆるみはありませんか？	
	2 避雷針の腐食、損傷			有 無		
	3 その他点検した事項 ()			有 無		

※1 A：問題無し B：緊急を要する問題は無いが次回点検時まで経過観察の上必要に応じ適宜対応する
C：放置すれば大規模な改修の必要が出てくる可能性有り。次回点検までに早期の補修を要する
D：落下や転倒等の危険性有り。至急撤去又は大規模改修の必要あり（現状では継続許可が出ない状態）

※2 装飾、振れ止め棒、鳥よけ、その他付属品

注）広告物等の種類により、該当する点検箇所・項目がない場合は「改善点の概要」欄に斜線を引くこと。

注）必要に応じ、裏面に点検の結果又はそれに基づく補修等の措置による改善状況の写真を添付すること。

有資格者点検の必要がない屋外広告物についても、安全確保の観点から滋賀県の屋外広告業登録業者(※3)等の専門知識のある者による点検に御協力ください。

※3 滋賀県webページで屋外広告業登録業者一覧が公開されています。

(<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kendoseibi/machizukuri/303422.html>)



※震度5強以上の地震や大型台風の後には専門業者に臨時点検の依頼をしましょう

看板にも守るべきルールがあります

看板を設置する際は、各自治体の屋外広告物条例や関係法令を遵守しなければなりません。法令を遵守し、市民生活の安全を守ることは企業や店舗等の社会的責任です。

関係法令は多岐にわたり、全てを把握することは困難な場合がありますので、詳細は所在の自治体や屋外広告業登録をされている滋賀県広告美術協同組合の組合員にご相談ください。

自治体では、それぞれ条例によって屋外広告物に対して設置目的や形態に応じたルール（設置基準）を定められています。

**設置基準…屋外広告物条例（県・市）、建築基準法（工作物確認申請、防火地域内の規制）、
景観法・景観条例、都市計画法、道路交通法、消防法、PL法、電気用品安全法など**

専門業者(滋賀県広告美術協同組合)へご相談を

滋賀県広告美術協同組合は屋外広告業者の業界団体です。県内全域を地区として約40事業者が加入されており、6つの支部と6つの委員会により、共同受注や、技術・美術の研鑽、安全啓発などに努められています。さらに、同組合は十分に責任をもって国との契約を確実に履行できる「官公需適格組合」であることを中小企業庁から証明されています。

また、県内市町担当者と業界関係者等が意思疎通を図り、実際にまち歩きをしながら安心安全な屋外広告物・賑わいのある街・優良な景観を共に考え実現していくことを目的として「びわこタウンミーティング」を毎年実施されています（図1）。

この取組みの手法や内容につきましては、中央会 web ページからご覧ください。

滋賀県中央会 タウンミーティング



組合では動画などにより看板の点検・メンテナンスの啓発に努められています（図2）。



図1 看板を確認する組合員と行政担当者



図2 安全啓発動画の1シーン

お近くの専門業者をお探しの際は滋賀県広告美術協同組合事務局へご連絡ください。

組合事務局連絡先

〒520-0041 滋賀県大津市浜町9番30号 高田ビル2階
TEL: 077-525-8373 FAX: 077-522-6918
<https://www.shikobi.com/>

